

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和 7 (2025) 年 6 月 11 日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「県職員のパワハラ、自死について報道されていたがハラスメントなどの事案を防ぐ考え方の一つとして、『機会』『動機』『正当化』からなる『不正のトライアングル』というものがある。警察に当てはめれば、『機会』は、常に 2 人 1 組で行動するとか他者と接触する機会が多い職場であるということ、『動機』は、ベテランと若手など業務に対する慣れ・不慣れの差や、責任ある職務からくる精神的負担、『正当化』は、厳しさも業務上必要な指導であるという偏った視点に立ってしまうことなどになると思うが、このようなトライアングルが繰り返されることで不正や事案につながると言われている。また、企業でよく聞かれる言葉として『三線管理』があり、これは、営業などの現場部門を『一線』、コンプライアンス・リスク管理部門を『二線』、内部監査部門を『三線』と位置付け、段階的かつ重層的に、問題発生防止のための教養や問題の早期把握、発生した問題への対策等を講じていこうというものである。十分に対策していただいていると思うが、このような考え方があることも踏まえ、引き続きハラスメントなどの未然防止に取り組んでもらいたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和 6 年度の超過勤務の状況について

警察本部から、「初めに、過去 5 年間の状況についてであるが、令和 6 年度の警察職員 1 人当たりの月平均超過勤務時間数は 16.0 時間であり、前年度比較で 0.5 時間減少した。減少した要因としては、令和 6 年度は、衆議院議員総選挙違反の取締りや大船渡市林野火災対応などがあったが、前年度の主な増加要因であった全国植樹祭行幸啓警衛警備のような大規模警備活動がなかったことが挙げられる。また、5 年前の令和 2 年度との比較では、警察本部所属は 0.7 時間減少、警察署は増減なしであり、全体で 0.4 時間減少している。次に、令和 6 年度の月別状況であるが、全体で最も多い月は 10 月の 20.6 時間であり、主な要因として、衆議院議員総選挙の違反取締り活動等となっており、それぞれの区分別で見ても、本部所属が 18.1 時間、警察署が 22.0 時間と、10 月が最も多い月となっている。次に、超過勤務の原則的上限である月 45 時間を超える職員数の状況についてであるが、前年度と

比較して42人減少した。部門別では、警務部門と交通部門が増加したが、それぞれの主な増加要因は、警務部が、留置管理課における適正な留置管理業務の推進に向けた諸対策、交通部が、運転免許課における運転免許証とマイナンバーカード一体化に向けた対応などとなっている。また、刑事部門と警備部門は減少したが、それぞれの主な減少要因としては、刑事部門が、前年度の増加要因であった殺人事件等の捜査がなかったこと、警備部門が、全国植樹祭行幸啓警衛警備活動がなかったことなどとなっている。事案等の有無により年度ごとに多少の増減はあるものの、全体では概ね横ばいの状況であることから、計画的な業務推進により超過勤務を縮減し、有事に備えるとの意識が職員に浸透していると認識している。長時間勤務している職員に対しては、所属長等幹部が状況を確認し、月100時間以上となる場合には健康管理医の面接指導を行うなど、健康保持に努めているほか、特定の職員に業務が偏ることのないよう、適正な勤務時間管理を図っている。次に、各任命権者別の職員1人当たりの月平均実績時間についてであるが、知事部局との対比で、令和5年度は知事部局を2.7時間上回っていたが、令和6年度は県警察が0.5時間減少し知事部局が1.0時間増加したことから、差は1.2時間となった。知事部局の増加については、高病原性鳥インフルエンザや大船渡市の林野火災など、複数発生した危機管理事案への対応が主な要因と聞いている。

最後に、県警察における超過勤務の実績時間は、大規模かつ緊急性の高い事案などに対応しながらも、その他通常業務の超過勤務の縮減を図ることにより、メリハリのある適切な実績時間となっており、良好な状況にあると考えている。長時間勤務の縮減は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から重要な課題であり、条例により超過勤務の上限時間が定められているほか、労働安全衛生法により勤務時間を客観的に把握することが義務付けられていることから、引き続き、適正な勤務時間管理の徹底等の取組を着実に推進していくこととしている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「ワーク・ライフ・バランスの意識は職員に浸透していると感じるが、業務内容や進め方が変わらなければ、負担が偏ったり増加する職員も出てくると思うので、職務上、時間を問わず従事しなければならない場合もあることを踏まえつつ、普段からの声かけやサポート体制の充実化、適切な休暇取得に向けた取組の継続のほか、一人一人が担当業務の管理をしっかりと行えるよう、個人のスキルを高める取組も併せて進めていただきたい。」

【生活安全部議題】

○ 痴漢撲滅に向けた被害防止広報活動の実施について

警察本部から、「痴漢撲滅に向けた被害防止広報活動は、痴漢撲滅のため、産学官一体となって、『痴漢を決して許さず、犯行は必ず明らかにして検挙する』との姿勢を示し、被害防止を広く県民に周知することのほか、加害者になり得る者に警告を発することなども目的として行うもので、今年で3回目となる。令和6年の痴漢事案の発生状況は、前年の33件から半減し17件となったが、これは、広報活動の効果が要因と見ている。本年の活動としては、令和7年6月24日午後4時から、盛岡駅前滝の広場において、英語で『触るな！・手を離せ！』を意味する『ハンズオフ！』を用いた、通称『ハンズオフ！キャンペーン

ン』を行う予定であり、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、I G Rいわて銀河鉄道株式会社、岩手女子高等学校等の協力を得て、痴漢被害に遭った際に周囲の人に被害を知らせる『痴漢撃退お守りカード』入りのポケットティッシュの配布を行う。このカードの裏面にある『痴漢です助けてください』等のS O S表示は、県警ウェブサイトアクセスしたり、カード表面のQ Rコードをスマートフォンのカメラで読み込むことでスマートフォンの画面に表示することも可能となっている。このほか、県民課の協力を得て、被害に遭った場合の相談先となる性犯罪被害相談電話の広報も行うこととしている。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 自転車乗車用ヘルメット着用率調査の実施結果について

警察本部から、「自転車乗車用ヘルメット着用率調査は、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化された令和5年4月以降、本県独自に毎年行っているもので、今回で3回目となる。本年は、5月27日と28日の両日において、それぞれ午前7時30分から午前8時30分までの1時間、各警察署管内の単路1か所、自転車指導啓発重点地区・路線又は自転車街頭活動等強化路線で実施した。調査は、私服警察官が、通行する自転車利用者のヘルメット着用の有無を確認する方法で行い、利用者の年齢は外見等から総合的に判断したものとなる。調査の結果であるが、全体の平均着用率が22.8パーセントで、前年比で2.5ポイント上昇した。年代別では、高校生が15.9パーセントとなり、前回までと同様に最も低い結果となった。昨年7月に実施された全国調査では、本県の着用率は全国平均の17パーセントを下回る10.6パーセントとなっており、今回の調査結果と数値が異なっているが、この原因は調査方法や条件の違いによるものであり、具体的には、全国調査は調査を行う時間帯が朝と午後の1日2回であり、午後の調査はショッピングセンター周辺で行っていることなどが挙げられる。全国調査は6月中に昨年と同じ条件で実施される見込みであることから、着用率の変化を把握できるものと考えている。

最後に、着用率が最も低い、高校生に対する自転車乗車用ヘルメットの着用促進についてであるが、教育委員会をはじめとする関係機関・団体と連携し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について、広報啓発を図ることとしている。来年には自転車を対象とした交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されることから、交通ルールの周知とルールを守る意識の浸透に引き続き取り組んでいく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「高校生の着用率が増えれば、ヘルメットの着用を後押しするような景観や空気に変わっていくと思うので、教育委員会と話し合うなどし、ヘルメットを着用する高校生を増やしてもらいたい。また、ヘルメットを着用せずに事故に遭い、怪我をしたなどの体験談も効果があると思うので、学校と協力して体験談の講話を行うなど、いろいろな取組を進めていただきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理についての説明、決裁